

一般社団法人 日本応用数理学会 代表会員および役員定数表

2012年7月27日 理事会 制定

1. この定数表は、一般社団法人 日本応用数理学会 選挙規定 第6条の「定数および補欠数」、ならびに第16条の「定款に定める最小限の員数」（以下、下限という）を定める。
2. 役職別の定数、下限および補欠数は以下の通りとする。

	定数	下限	補欠
会長	1	-	0
副会長	3	-	0
理事	20	10	2
監事	2	1	1
代表会員	122	70	2

3. この定数表の改定は理事会の決議による。

附則

この定数表は2012年7月27日より発効する。